

資 料

トーマス＝ジェファソン

「合衆国上院の利用に供するための
議会慣行手引」(3)

後 藤 光 男
北 原 仁
平 岡 章 夫
村 山 貴 子
共訳

序	第21章 決議
規則の重要性	第22章 法律案
第1章 規則を固守することの重要性	第23章 法律案提出の許可
第2章 立法府	第24章 法律案—第1読会
第3章 特権	第25章 法律案—第2読会
第4章 選挙	第26章 法律案—付託
第5章 資格	第27章 委員会報告 (第36巻第2号)
第6章 定足数	第28章 法律案—再付託
第7章 議員の点呼	第29章 法律案—採り上げられた報告
第8章 欠席	第30章 準委員会
第9章 議長	第31章 法律案—議院での第二読会
第10章 奉答文	第32章 文書の朗読
第11章 委員会	第33章 特権的質疑
第12章 全体委員会	第34章 先決質疑
第13章 証人の尋問	第35章 修 正
第14章 議事の整理	第36章 質疑の分割
第15章 院内秩序 (第36巻第1号)	第37章 質疑の併存
第16章 書類に関する秩序	第38章 質疑の競合
第17章 討議の順序	第39章 質 疑
第18章 議員の命令	第40章 法律案—第三読会
第19章 請願	第41章 議院の分席
第20章 動議	第42章 法案の題号 (以上本号)

第28章 法律案一再付託

法律案が付託され報告された後には、通常の過程であれば、再付託は認めるべきではない。しかし、重要な案件で特別の理由がある場合には、再付託がなされることが時々あり、通常同じ委員会に再付託される⁽¹⁾。報告が、議院での同意の前に再付託されるならば、委員会で通過したことは全く有効性をもたず、全ての質疑は再び委員会で審議され、何も可決されなかったものとして、新たに動議が提出されなければならない⁽²⁾。

1800年1月、上院で、救済法案が付託の後3回にわたって再付託された。

法律案の特定条項を、法律案全体とは別に付託することができる⁽³⁾。あるいは、法律案の一部分をある委員会に、別の一部分を別の委員会に付託することもできる。

(1) Hakew. 151.

(2) 3 Hats. 131. note.

(3) 3 Hats. 131.

第29章 法律案一採り上げられた報告

委員会に由来する法律案の報告が議院で採り上げられたときには、委員会と全く同じように手続きが進行する⁽¹⁾。ここでも、委員会と同様、段落が別個の採決によって逐条的に同意されたときには、報告全体についての採決は必要とされない⁽²⁾。

修正を加えて報告された法律案を採り上げる際には、修正部分のみが書記官によって朗読される。次いで、議長が最初の修正を読み上げて採決にかけ、全体が採用されるか拒絶されるまで同様に続けていく。その手続きが終わるまでは、修正部分への修正を除いて、原案への他の修正は認められない⁽³⁾。委員会の修正審議が終了したときは、議長は休会を宣し、議院で法律案に対し修正が提案されるための時間を与える。これは、修正を加えずに報告された場合も同じであり、修正の提案以外についての採決は行わない。そして、全ての手続きが完了したときには、議長は「法律案の3度目の朗読がなされるべきか」と質問する。

(1) 5 Gray, 366. 6 Gray, 47. 104. 360.

- 1 Torbuck's deb. 125. 3 Hats. 348.
- (2) 5 Gray, 381.
- (3) Elsyng's Mem. 53.

第30章 準委員会

動議と質疑によって、法律案の付託が行われず、または付託も提案されなかったならば、合衆国上院と英国議会での手続きは全く異なったものになる。まず、前者について述べる必要がある。

上院規則の第28条には、「第二読会においては、全ての法律案は、上院が全院委員会にあるのと全く同じ方法で上院が最初に審議しなければならないが、その後、上院は、別途命じられなければ（つまり、特別委員会に委ねられるよう命じられなければ）、現行規則に則って、法律案を取り上げて、手続きを進めなければならない」と定められている。そして、全院委員会と同じように、上院が条約、法律案または決議を審議するときには、副大統領または上院議長代行は、上院が全院委員会である間、議院に着席するよう求めることができる。そして、いわゆる座長（chairman）は、その間、上院議長代行としての権限を有する。

上院の全院委員会または準委員会の手続きは、本物の全院委員会の場合と全く同じであって、修正案に関する質疑以外は行わない。全院委員会が終了したときは、準委員会が解散されたものと見做され、何らの動議、質疑および決議がなくとも、議院は再開され、上院議長は、次のように報告する。「議院は、全院委員会の場合と同じように活動し、何々と称される法律案の審議を行い、種々の修正をおこない、これら修正は、直ちに議院に報告するつもりである」と。次いで、法律案は、委員会から報告された場合と同じように議院に提出され、いずれの修正についても通常通り再度採決が行なわれる。この手続きが完了したら、上院議長代行は休会を宣し、議院に法律案の本体に対し修正を発議する時間を与える。そして、これも終わると、議長は「法律案の3度目の朗読をすべきか」と問う。

準委員会において法律案の修正が進行した後で、その法律案を特別委員会に付託する動議を提出することができる。動議が成立するなら、この動議は、委員会の散会、議院の再開、全院委員会の解散、法律案の特別委員会への付託という数回の採決に相当する。この場合、既に成立した修正案は廃棄される。し

かし、もし動議が不成立であるなら、準委員会はそのまま (in statu quo) 維持される。

議院が準委員会にあるとき、この規則第28条によって、議院は、どの程度まで全院委員会の手続きを規制する法律にしたがうのだろうか。全院委員会での手続きと議院での手続きとが異なるのは、以下の点においてである。

第一に、委員会においては、どの委員も望むだけの回数発言することができる。第二に、委員会での投票は、それが議院に報告されたときに拒否したり、変更することができる。第三に、委員会は、全院委員会の場合でさえ、他の委員会に案件を付託することができない。第四に、委員会においては、いかなる先決質疑 (previous question) も採り上げることができない。不適切な討論を避ける唯一の方法は、委員会の解散という動議を提出することである。そして、もし委員会の再開時にも同様の議論が試みられると懸念される場合は、議院は委員会の任を解き、自ら議事を進めて、先決質疑によって不適切な討論を回避する。第五に、委員会は、議院や傍聴席における秩序違反を罰することができない⁽¹⁾。委員会は散会し、命令違反について議院に報告することができるにすぎない。そして、議院は処罰の手続きをとる。上記の指摘の第一と第二は、日常の慣行から明らかなように、上院の準委員会にも当てはまるものであり、規則第28条の意味するところから準委員会が遵守する数少ない点である。というのは、準委員会は、引き続き議院であるのだから、それはある面では委員会のように振る舞うのにもかわらず、他の面では議院としての性格を維持しているからである。それゆえ、第三の特性として、準委員会の案件を特別委員会に付託することが日常的慣習となっているのである。第四に、準委員会は先決質疑を採り上げることを認める。そうしなかったなら、準委員会は不適切な討論を防ぐ手段を持たず、委員会の場合と異なり、議院に戻ることによってそれを回避することができない。同じ質疑を再開するときは、準委員会は再度準委員会になると規則第28条に宣べられているからである。第五に、準委員会は、秩序違反について議院としての権限を行使するのは間違いない。第六に、準委員会は、議院が行うように記録投票によって質疑を決する。第七に、準委員会は、大統領や他院から教書を受領する。第八に、討議の最中、準委員会は、休会動議を受け取り、委員会としてではなく議院として休会する。

(1) 9 Gray, 113.

第31章 法律案—議院での第二読会

議会では、法律案が二回目の朗読がされた後、もし動議や質疑によって法律案が付託されず、または、何らの付託の提案もなされないならば、議長は段落ごとに朗読し、各段落の間で休みをいれるが、修正の提案のみ採決を行う。そして、全部が終了すると、他院から来た法律案であるならば、3度目の朗読がなされるべきかと問う。自院に由来するものならば、浄書の上、3度目の朗読がなされるべきかと問う。議長は、着席のまま朗読するが、採決のときは起立する。議長が朗読する間、書記官は起立している。

*しかし、合衆国上院においては、多くの実質的な修正を第三読会で行うことがあまりにも日常的な慣習となっているため、通過するまでは法律案を浄書しないことが慣行となっている。これは変則的で危険な慣行である。というのは、この方法では、上院を通過する文書は、他院に渡される文書ではなく、上院の法律として他院に渡されるものは、上院で全く見たことのないものとなるからである。数多い、難解で、判読し難い修正を法文に仕立てる作業の中で、書記官は、全く意図せずして、もはや修正することの不可能な誤りを犯してしまうかもしれない。

この時点では、法律案は、賛成派によってこれ以上完璧にはできないほどになっているので、これは、法案に根本的に反対する人々が最初の攻撃を行うには恰好の段階である。これ以前の時点で攻撃しようとしても、一丸となった協力を得られない。なぜなら、結局のところは、当該法律案に賛成しようとしなない人々は、法律案が完全な状態になるまで見過ごし、自分たちで検討する時間を稼いで、法律案についての発言を聞くつもりであって、最終的に拒否権行使する十分な機会があることを知っているからである。したがって、法律案の最後の二つの段階がこのために取っておかれている。つまり、浄書の上、3度目の朗読がなされるべきかという問いと、最後に法律案を通過させるか否かという問いである。前者の問いの方が普通は面白い論争である。なぜなら、その時には全ての論題が新鮮で夢中になれるものであり、何らの投票も試みられず議員の心情は表明されておらず、論点はより疑わしいものだからである。それゆえ、この段階にあるのが法律案の支持者と反対者の力試しであって、誰もがこの質問について決断する義務があり、さもなければ彼は主要な戦いに負けてしまうことになる。また、偶然と駆引きによって、またこれはよく生じるのだ

が、これを通過させるか否か、という次の最終質問について団結することが妨げられる。

法律案が浄書されるときは、題名を背に記し、本文中には記さない⁽¹⁾。

(1) Hakew. 250.

*この段落で言及した従前の上院慣行は、次のような規則によって変更されている。

通過するまでに3回の朗読を要求されている、上院に由来する法律案、決議、憲法修正または動議で、可決されるには3度の朗読が必要であるものは、いずれも2度目の朗読において、最後の質問は「浄書の上3度目の朗読がなされるべきか」というものでなければならず、どの法律案、決議、憲法修正または動議についても第三読会の議論においては、出席した議員の全会一致の同意によらない限り、いかなる修正案も受理されてはならない。しかし、そうした法律案、決議、憲法修正または動議のいずれも最終的な通過の段階に至る前に、その付託動議を提出することは常に規則に叶っているのであって、そして、そのように付託され、いずれの修正も委員会が報告するならば、上記の法律案、決議、憲法修正または動議は、二度目の朗読が行われる必要があり、委員会は全院委員会と見なされ、上記の質問が再びなされることになる。規則第29条。

第32章 文書の朗読

文書が議院に提出され、または委員会に付託された場合は、いずれの議員も、文書の投票が避けられなくなる前に、議長の手元の当該文書を一度読み上げてもらう権利を有する。しかし、議員が議長の手元の法律、議事録、報告書あるいは文書を議院の意思とかわりなく読み上げてもらう権利があると想定するのは、しばしばみられる (toties quoties) ことではあるが、重大な誤りである。ここから生ずるかもしれない遅延と阻害によって、そうした権利があり得ないことは明らかである。実際、議員の誰もが投票すべきどんな問題についてもできるだけ多くの情報を持たせることが妥当であるのはあまりにも明白なので、議員が朗読を望むときは、朗読が本当に情報を得る目的であって、遅延の目的でないことが見て取れるならば、議長は、反対がなければ、採決せず朗読を指示する。しかし、反対があるなら、採決が発せられなければならない⁽¹⁾。

また同様に、議員の誰もが、採決なしに、書物または文書を議長に提出し、朗読させて、書物または文書には議院の特権を侵害する内容が含まれていると示唆する権利があると想定するのも誤りである。

同じ理由で、議員は、反対があるときは、議院の許可なしに文書を自ら読み上げる権利を持たない。しかし、これは全然厳格に適用されていないが、議院の時間と忍耐の意図的な、または甚だしい浪費がある場合はこのこのかぎりではない。

議員は、印刷に委ねられたなら、許可なしに自分自身の演説を朗読する権利も持たない。これもまた、時間の浪費を防ぐためのものであるから、意図的になされる場合を除いて、朗読が拒絶されることはない⁽²⁾。

1793年2月28日、下院から来た法律案に関する上院委員会の報告の審議中に、当該法律案に関する下院委員会の報告を上院で朗読する動議が出されると、それは否決された。

かつては、文書が委員会に付託されたときは、それは最初に読み上げられたものだった。しかし最近では、議員が文書朗読を要求し、誰もそれに反対しない場合、題名のみが朗読されることになっている⁽³⁾。

(1) 2 Hats. 117, 118.

(2) 2 Gray, 227.

(3) 2 Hats. 117.

第33章 特権的質疑

***ある質疑が上院にある間は、修正、先決質疑もしくは主要質疑の延期動議のためか、または付託もしくは休会のためでない限り、いかなる動議も受諾してはならない⁽¹⁾。**

法律案は、朗読されるよう書記官に渡されるか、議長が題名を朗読しない限り、議院の所有とならない⁽²⁾。

最初に動議として提出され、支持された質疑を、最初に採決するのが通則となっている⁽³⁾。しかし、この通則も、特権的質疑と呼ばれるものには譲歩する。そして、特権的質疑にも、重要さの程度による違いがある。

休会動議は、単純に、あらゆる他の動議に対して優先する。というのは、さもなければ議院は、自己の意に反して無期限に開会することになるからである。しかし、この動議も、他の質疑が實際上提出された後と、議院で投票が行

なわれている間は、受け付けることはできない。

議事日程の動議は、休会動議を除き、他の全ての質疑に優先する。すなわち、議事日程を主題とする質疑は、この場合については（pro hac vice）特権的質疑となる。この特別な事例に関しては、順序に関する通則は廃止される。したがって、議院の誰かが議事日程の朗読を求める動議を出したときには、議院にあった質疑についてもうそれ以上の討論は認められない。というのは、討論がそれ以上続けば、討論が一日中続くことになり、議事日程を台無しにするからである。この動議は、優先権が与えられるためには、全般にわたる日程でなければならない、特定の日程のみであってはならない。それが質疑として採り上げられ、「議院は、今後議事日程に従って議事を進めるべきか」という問いがなされれば、議事日程が読み上げられ、それに従って議事を進めることになる⁽⁴⁾。日程の優先は権利における優先ともなるため、他の特別な日程に従う場合を除き、その権利が奪われることはない。

以上の問題に続いて、他の特権的問題があるが、これはかなりの説明を必要とする。

当然といえば、全ての議会集会には一定の型の質疑があつてしかるべきであり、これが上手に応用されて、当該議会は、どんな提案がなされてもこれを処理できる権限が与えられるべきである。それらは、第一に、先決質疑である。第二に、無期限の延期である。第三に、特定日までの質疑の延期である。第四に、棚上げである。第五に、付託である。第六に、修正である。これらの質疑についての適切な機会は、理解されておくべきである。

第一、ある提案が動議として提出され、それを直ちに表明し、あるいは討論することが無駄か不適当であるときには、当面その動議と討論を抑制するために先決質疑が採用される⁽⁵⁾。

第二、しかし、先決質疑は提案をその日だけ止めておくだけで、翌日、同じ提案が再提出されるかもしれないから、議会が当該会期全体にわたって当該質疑を抑制しようと望むなら、それを無期限に延期する⁽⁶⁾。これでもって、提案は、当該会期中却下される。というのは、無期限の休会は解散に等しく、あるいは、無期限の（sine die）訴訟の継続は訴訟の不継続に等しいからである。

第三、取り組むにふさわしい動議が提出されたが、情報が必要だったり、あるいは何かより緊急の主張が現に存在しているようなときには、質疑や討論は、議院の意向に応えるような、会期内の適当な日まで延期される⁽⁷⁾。そして、延期された討論が再開されたときには、この動議について先に発言したこ

とのある者は、再び発言することができない⁽⁸⁾。しかしながら、この方法は、無期限の延期でもやられたのと同じに、動議を完全に取り除くため、会期を越える日まで延長することによって濫用されてきた。

第四、議院が目下の注目を引く案件を何か他にも抱えているが、好都合なときには常に提案を持ち出す権限を保持しておきたいときには、提案の棚上を命ずる。その提案は、いつでも呼び戻すことができる。

第五、もし、提案には上院の手続では順調に認められる以上の修正や調査が必要ならば、議院はそれを委員会へ付託する。

第六、しかし、提案が十分に調査され、単純な修正を極くわずかしが必要としない場合で、特にこのわずかな修正が結果に至るものであるならば、議院は審議の手続に入り、自ら修正を行なう。

合衆国上院は、その慣行において、こうした通常の形式の段階と異なっている。上院の慣行を英国議会の慣行と比較すれば、以下の通りである。

英国議会	合衆国上院
無期限の延期	会期を越えた特定の日まで延期
休会	会期内の特定の日まで延期
棚上げ	{ 無期限の延期 棚上げ

それゆえ、規則第8条においては、上院での質疑中は、先決質疑、延期、付託または主要な質疑についての修正でない限り、いかなる動議も受け付けられないと宣べられているが、延期という用語は、議会での意味ではなく、広く使われている用法に沿って理解されなければならない。だから、この規則には、先決質疑、延期、付託および修正が特権問題として定められているのである。

しかし、これらの質疑にも、その中でもさらに特別に扱われるべきものが含まれているのだろうかという疑問はありうる。あるいは、前記諸質疑は本当に同等なので、「最初の動議が、最初の質疑」という通常の原則は果してここでも適用されるのだろうかという疑問がありうる。これには説明が必要である。これらの質疑間の前後関係は、以下のようになり得る。

第一 先決質疑および延期
付託
修正

第二 延期および先決質疑
付託
修正

第一～第三グループと、第四グループの最初（修正、および先決質疑）については、「最初の動議が最初の質疑」原則が適用される。

第三 付託および先決質疑
延期
修正

第四 修正および先決質疑
延期
付託

先決質疑が最初に動議される第一グループの場合では、その効果は特別なものになる。というのは、これによって、後に続く延期または付託の動議がこれより前に採決できなくなるばかりか、その後も採決できなくなるからである。先決質疑の動議が可決されると、すなわち主要質疑をすぐに採決すべきとなると、それは当然、延期や付託に反対する意味を持つことになる。そして、先決質疑の動議が否決されると、すなわち主要質疑がすぐに採決すべきでないととなると、これによって主要質疑は、議院の所有から離れ、その結果、延期や付託すべきものが議院には存在しないことになる。したがって、先決質疑の賛成・反対投票のいずれによろうと、延期や付託の支持者たちは、その目的を達することができない。先決質疑に修正できるか否かについては、後に検討されなければならない。

第二グループについて。延期の提案が可決された場合は、質疑は議院から取下げられ、その結果、先決質疑、付託または修正のための根拠はなくなる。しかし、延期の提案が否決されても、延期されるべきでないのなら、主要質疑は、先決質疑によって差し止めるか、もしくは、付託または修正できる。

第三グループについては、第二グループについてと同じ記述による。

第四グループ。主要質疑の修正が最初に動議され、その後に先決質疑が来

て、修正の質疑は、最初に採決される。

修正の動議と延期の動議とが競合するならば、延期の動議が先行するが、これは、主要質疑を持ち越すという類似の提案が英国議会でも先行するのと同じである。その理由としては、修正の質疑は、主要質疑の延期または持越によっては差し止められずに、主要質疑が再議されるときは常に、議院に残るからである。そして、議院に全質疑を延期する権限がないと、別の緊急質疑の機会が失われて、修正に関して長々と討議されて無駄になってしまうこともありうる。

修正と付託。付託の質疑は、最後に動議されたものであっても、最初に質疑されるべきである。なぜなら、事実、付託質疑によって、修正の動議がしやすくなって、支持されるからである。スコベルは、「法律案修正の動議がされているのにもかかわらず、何人も法律案を付託する動議を提出でき、付託の質疑が最初に提出されなければならない」と述べている⁽⁹⁾。

二つかそれ以上の特権的質疑が特権問題自体の中でどちらが特権的かが争われ、特権質疑が二つとも、原質疑または主要質疑について動議が提出される場合について、ここまで考察してきたが、ここで、特権的質疑のうちの 하나가最初の元々の質疑でなく、派生的 (secondary) な質疑などについて動議されると仮定してみよう。

主要質疑を延期、付託または修正する動議が出され、さらに、この動議に先決質疑を提出することでもってこの動議を差し止める動議が出されると仮定していただきたい。これは認められない。なぜなら、これでは、質疑があまりに混乱してしまい、質疑がさらに何層にもわたって積み重なるのは見過ごせないからである。さらに、もっと単純なやり方で、延期、付託または修正に反対する決定することによって同じ結果にたどり着くことができる⁽¹⁰⁾。

先決質疑の動議、もしくは、主要質疑の付託または修正の動議が出され、それから、こうした動議を延期する動議が出されたと仮定していただきたい。第一に、先決質疑、付託または修正のみ延期し、それゆえ、動議の枝の部分の幹の部分から切り離してしまうことは馬鹿げている。しかし、それでも切り離すというのなら、動議は、元々の質疑とは切り離して延期されなければならない。なぜなら、上院規則第8条は、主要質疑が議院にあるときには、原質疑を付託、修正し、または、先決質疑に付する場合を除いて、いかなる動議も受領してはならない」としており、英国議会の見解もそうなっているからである。したがって、先決質疑、付託または修正の派生的な動議を延期する動議は、受

領してはならない。第二に、これは、質疑を際限なく重ねることになり、混乱を避けるために許されてはならない。第三に、もっと単純なやり方で、先決質疑、付託または修正に反対することによって、同じ結果に達成できる。

先決質疑もしくは延期または修正についての動議を付託する動議が出されたと仮定していただきたい。上記の第一から第三の理由は、こうした動議に反対する根拠として妥当である。

先決質疑についての動議を修正する動議が出されたと仮定していただきたい。答え。先決質疑は、修正できない。英国議会の慣行は、上院規則第9条と同様に、「主要質疑は、直ちに採決されるべきか」という様式に定められている。すなわち、「今この瞬間」ということである。そして、現在の瞬間とはその一瞬であるから、それはいかなる修正も認めないのである。それを明日や他の時に変更することは、前例もなく、また無益なことである。しかし、ある日からある日へ、あるいは不定時から特定時へというように、延期の動議を修正する動議が出されたらと仮定していただきたい。修正の性格が役に立つところは、派生的であるが優先的な動議と修正動議とが切り離せないという特権が与えられていることである。すなわち、主要質疑の延期を修正ができるのである。したがって、主要質疑の付託を、たとえば「調査の指示とともに、云々」といった文言を加えるようにして、修正ができる。同じようなやり方で、修正に対する修正動議が出されたならば、この動議も認められる。しかし、もう一段階進めば、すなわち、主要問題に関し修正に対する修正を修正することは認められないだろう。これでは、あまりにも混乱を招きすぎることになるだろう。境界線がどこかに引かれる必要があり、慣行では、それは「修正への修正」の後に引かれている。同じ結果を探らねばならないなら、まず修正に対する修正を否決してから、修正が望まれたからといってもう一度、修正動議を提出するのである。この方式だと、単なる修正に対する修正となる。

規則第35条によれば、同じ質疑を特別委員会および常任委員会に付託する動議が出されたときは、常任委員会付託質疑が最初に提出される。

上院規則第13条によれば、空白に合計値を入れるさいには、最大合計値が最初に質疑にかけられなければならないが**、この規則は、最小合計値 (sum) と最長時間を特別に扱う英国議会の規則と反対である⁽¹¹⁾。そして、これは、質疑に対する修正の形態ではなくして、別の原案または原案の続きと考えられる。時間または数字のあらゆる場合において、大は小をかねるか否かを考えなければならないが、このことは、延期は何時の日までかとか、委員会の人数、

罰金の額, 禁固の期間, 借金の返済期限, その他いずれの限界値 (terminus in quem) の質疑と同じである。そこで, 質疑は最大値から始まる。さもなくば, 小が大をかねるか否かは, 利率の制限, 休会に基づく会期終了日はいつかとか, 次の会期開始日はいつかとか, 法律の施行日はいつかとか, その他いずれの最低値 (terminus a quo) の質疑と同じであるが, この場合, 質疑は, 最小値から始まるはずである。誰もが望むところでもあり何人も否定できないが, 仮に可決しても, それ以上の数値の質疑は, 前もって阻止されているという極値から始めようという訳ではなく, 纏まる者がほとんどいなくとも, その後, 前進あるいは後退し, ついには辛うじて過半数に至るような極値から始めようというわけである⁽¹²⁾。「この場合の公平な質問は, 皆が同意する数値は何処からなのかということではなく, 質疑に加算されるべきか否か」というものである⁽¹³⁾。

優先権の規則に対するもう一つの例外は, 段落を削除するか, またはそれに同意する動議が出されるときである。この動議に対する修正動議は, その段落全体の削除または同意の投票前に, 質疑に付されなければならない。

しかし, どんな質疑にも起こりがちなことであるが, 優先権を付与されているか否かを問わず, 質疑がいくつかあってそのどれもが代替されることがある。すなわち, 他のどの質疑からも順序の問題が生じるが, これは, 各質疑に先立って決めなければならない。

特権の案件は, どの質疑からも生じるし, 二議員間での紛争からも, またはその他のどんな理由からも生じるが, 原質疑の審議に取って代わり, 最初に処理されなければならない⁽¹⁴⁾。

議院における質疑関連文書の朗読について。この質疑は, 主要質疑の前に提出されなければならない⁽¹⁵⁾。

動議撤回許可について。英国議会の規則では, 提出され支持された動議は議院の所有するところとなり, 許可なくして撤回できないとされているが, この規則の用語そのものが, 許可できることを暗示しており, その結果, 許可を請求し, 質疑に付することができる。

* この規則は, 優先権を認められた質疑を特定するために修正されてきた。

現在の規則は以下のようなものである。

ある質疑について討論が行なわれているときには, 休会, 棚上げ, 無期限の延期, 特定日までの延期, 付託または修正のための動議を除いて, いかなる動

議も受け付けられてはならない。つまり、これら動議の並べられた順序には、優先権があるべき動議がいくつかあり、休会動議は、常に手続的に有効であり、討論なしで決せられねばならない。

＊＊規則第13条によれば、空白を埋める場合、最大値と最長時間が最初に提示されなければならない。

- (1) Rule 8.
- (2) Lex. Parl. 274. Elsynge. Mem. 85.
Ord. House of Commons, 64.
- (3) Scob. 28. 22. 2 Hats 81.
- (4) 2 Hats. 83.
- (5) 3 Hats. 188. 189.
- (6) 3 Hats. 183.
- (7) 2 Hats. 81.
- (8) 2 Hats. 73.
- (9) Scob. 46.
- (10) 2 Hats. 81. 2, 3, 4.
- (11) 5 Grey, 179. 2 Hats. 8. 83. 3 Hats. 132, 133.
- (12) 3 Grey. 376, 384, 385.
- (13) 1 Grey, 365.
- (14) 2 Hats. 88.
- (15) 2 Hats. 88.

第34章 先決質疑

何らかの質疑が議院にあるときには、どの議員も、「この質疑（主要質疑と呼ばれる）は直ちに採決されるべきか否か」という、先決質疑の動議を出すことができる。それが可決されるなら、主要質疑は直ちに採決されなければならない。何人もこれについて論じたり、追加または変更したりすることはできない⁽¹⁾。

先決質疑の動議が出され、支持されると、議長席からの質問は「主要質疑は直ちに採決されるべきか」というものでなければならない。また、反対票が上回った場合、主要質疑はその時は提出されてはならない。

この種の質疑は、ハッツェル氏の理解によると、1604年に導入されたものだという⁽²⁾。ヘンリー・ヴェイン卿が導入したのである⁽³⁾。質疑が「主要質疑は採決されるべきか」という形で出されたときがあった。否決されたので、その

会期中主要質疑は、差し止められたが、「直ちに提出される」という語句が用いられているゆえに、当面の間のみ主要質疑が排除されるにすぎない。かつては実際に、現下の議論が終わるまでであったが⁽⁴⁾、現在はその日1日のみとなっている⁽⁵⁾。

「主要質疑は直ちに採決されるべきか」という質疑の前に、かつては、誰でも主要質疑について論じることができた。さもないければ、彼はそれについて討論することから、あらかじめ完全に排除されてしまうからである⁽⁶⁾。

先決質疑に適切な機会とは、地位の高い著名人などに関する微妙な性格について論題が提案されているとき、または、論題の討論では有害な結果を招くような発言が求められるようなときである。その場合には、先決質疑が提案され、現在の慣習では、主要質疑をめぐる論争は延期され、討論は先決質疑に関するものに制限される。これは利用されて、他の場合にまで不正に拡張されてきたが、こうした場合には、その方法は、やっかいな手続きとなってきた。これを用いるよりも、他のより単純な議会手続きによっても対応できるだろうから、奨励されるべきではなく、むしろ可能な限り狭い範囲に限定されるべきである。

主要質疑に関する先決質疑の動議が出され支持されてから、主要質疑を修正できるかのだろうか。ハッツェルによれば⁽⁷⁾、先決質疑の動議が出され支持され、さらに、議長席からも提案なされたなら（ハッツェルは、議長によって討論にかけられることを言っているのであるが）、主要質疑には修正を認めていいかどうかは疑わしい。先決質疑の動議が出され支持された後だったら可能だが、議長席から提案された後ではできないというのがハッツェルの考えである。この場合、彼の考えでは、修正案の支持者は、主要質疑が直ちに提出されるべきでないと票決し、その上で、彼らの修正質疑の動議を提出するが、これは修正されて新しくなっており、もはや差し止められたばかりのものとは同じでないがゆえに、新たな動議として提案できるのである。しかし、この手続きにあっては、主要質疑の支持者たちが分裂し、支持者の中には主要質疑について敗北するよりも、むしろ修正しない方を選ぶ者たちもいるのだから、主要質疑が危機に瀕するのは必定で、ハッツェルが指摘するように、一方では、別の支持者たちは、主要質疑の動議を再度修正の形で提出するつもりで、すぐには提出しないと票決できるのである。主要質疑の反対派は、先決質疑を操ることによって、最初の票決で修正反対者たちを仲間に加えて、主要質疑の支持者たちが再び可能な限り困難な支持集めをせざるをえない羽目に陥らせるのであ

る。ハッツェルは、さらに自説を補強するために、修正できるかどうかの決定的な事実を、先決質疑が議長席から提案されたことだとしている。しかし、規則によれば、質疑は動議が出され支持されるやいなや議院のものとなるのだから、議長席が提案しても、議院が所有していることに変わりはない。実際、こう言える。先決質疑の目的は、討論されると不適切な質疑を取り除くことにあるが、修正の動議を出すことによっても、また、その動議の討論に主要質疑の論題が含まれていることでも、この目的は挫かれる。しかし、ハッツェル氏が提案するように、原質疑の提出に反対の決定の後、修正質疑を提出することによっても、この目的は挫かれる。また、かれは、慣行では事前修正が認められていることも認識しており、最近の逆の事例はごくわずか引用しているにすぎない。概して、私は、この問題を、不適切の程度によって (ab inconvenienti) 決定するのが最善だと考える。すなわち、性急に先決質疑の動議を出すことによって、だから、主要質疑が修正されずに提出されざるをえなくなることで、提案を失敗に終わらせる議院の一方の派の権限にこの問題を委ねることと、少なくとも偶発的に、議院の他方の派の強制力に、避ける方が良いような討論を委ねるのと、どちらの方が不適切であろうか。たぶん、後者の方が不適切の度合いは少ないだろう。それは議長が、討論を厳格に修正問題のみに制限することによって、修正質疑が主要質疑に入ってしまうのを防ぐことができるからであり、また、先決質疑を必要とする案件の大半が、公の討論の公正で適切な論題であって、風変わりな性質の質疑のために導入された形式的手続きによって妨げられるべきではないからでもある。

- (1) Memor. in Hakew. 28. 4 Grey, 27.
- (2) 2 Hats. 80.
- (3) 2 Grey, 113, 114. 3 Grey 384.
- (4) 4 Grey, 43,
- (5) 2 Grey, 113, 114.
- (6) Mem. in Hakew. 28.
- (7) 2 Hats. 88.

第35章 修 正

修正案が提出されると、本案の発言者も、再び修正を論ずることができる⁽¹⁾。

修正が提案されても、承認済みのものと一致しなければ、これはこれで議院

が修正案を拒絶する正当理由ではあるが、秩序違反になるかの如くに禁止するのは、議長の権限とはならない。というのは、不一致の疑義を秩序問題に持ち込むことを議長に許せば、議長は重大な改正について拒否権を濫用し、立法府の意思に服従するどころかこれを抑制することになりかねないからである。

原案の性格を一変するほどに修正することもできる。それは、提案者の意図とは異なる意味をもたせることによって、原案を取り除いてしまう方法である⁽²⁾。修正の方法によって「制定さるべし、云々 (Be it enacted, &c.)」という文言の中に新法律案を差し込むこともできる⁽³⁾。

削除修正が提案されるなら、この修正案に対する修正として、修正案の文言の一部を削除する動議を提出することができる。修正案の一部削除は、当該部分を法律案に残しておくことと同じである。議会の質疑は、常に文言を議案の一部とすべきか否かということである。

段落または段落の一部を挿入する修正案が提出されるときには、修正の賛同者は、挿入の質疑がなされる前に、修正を重ねてできるだけ完全なものにできる。受諾されると、その会期中は修正できない。議院は、採決において挿入時の形状のままで修正を受諾したからである。同様に、一段落の削除が提案されるならば、原案の支持者は、削除の質疑の前に、まず修正を重ねて原案をできるだけ完全なものにする。質疑において、当該段落がそのまま据え置かれるならば、その後修正できない。削除を否決することは、その形のままの可決と同じだからである。

一定の文言を削除し、別の文言を挿入する修正動議が提出されるときには、質疑の陳述方法としては、まず修正すべき法律案全段を原文のままに朗読し、次いで削除すべき文言、それから挿入すべき文言、最後に修正されたときの全文を朗読する。質疑は、分割が適切であれば分割し、最初に削除の質疑がなされる。支持されれば、次に提案された文言挿入の質疑がなされる。挿入が否決されるならば、他の文言を挿入する動議を提出できる⁽⁴⁾。

一定の文言を削除し、これに替えて他の文言を挿入する動議が提出され、これが否決される。その場合、同じ文言を削除しておいて初めに提案したものとは全く趣旨の異なる文言を挿入する動議を提出する。この動議が否決される。その場合また同じ文言を削除しつつも何らの文言も挿入しないという動議が提出され、同意される。以上すべて許容される。なぜならば、文言を削除して、A を挿入するのは一つの提案だからである。削除して B を挿入するのは別の提案である。削除して何も挿入しないのも別の提案である。そして、一つの提

案を拒絶しても、別の提案を出すことを妨げない。初めに削除の質疑がなされることで、最初の動議が分割されるようなことがあっても、事情は変わらない。質疑の動議を一度ですべて提出しても別の動議の提出を妨げなかったとするなら、動議を半分提出しても、妨げることはできないからである*。

しかし、文言を削除して A を挿入する動議が可決されたならば、その後 A を削除して、B を挿入することはできない。B の提案者は、A の挿入が討議中にある間に、B を挿入する動議を提出するつもりだと告知するべきであった。その場合、告知していれば、B に同意する者だったら、A の拒絶に加わったであろう。

しかしながら、A を挿入した後に、実質的に整合性を失い實際上別の論旨になるのであれば、A が含まれていても、原文の段落の一部を削除する動議を提出できる。その場合には、修正後の段落削除という通常の場合になるからである。削除した時は、A および A の整合性の代わりに新たな文言の挿入は禁じられない。

1798年1月25日、合衆国上院において、憲法の修正提案の動議を来る2月第2火曜まで延期しようという動議で、「2月第2火曜まで」という語句は、修正によって削除された。次いで、「6月1日まで」という語句が挿入された。長時間の修正に質疑が提示されるべきだから、これは不適切だった。だから、短時間について否決された後には、長時間のものを質疑にかけるとはできない。時間の空白を満たすときに限りこの規則が適用されるという返答があった。しかし、動議の一部に特定の時間が存在するときには、その部分だけでなく動議のいずれの部分であっても、削除できるのであって、削除されたときには、どれでも別のものを挿入する動議を受け入れてもよい。実際、削除されて、それによって時間的空白が生じて初めて、この規則の適用を開始できるのであって、適当時間にあらゆる提案を受け入れ、長い時間のものから次々と質疑にかけける方法を採用。さもなければ、最初に短時間のものを初めから挿入することによって、長時間の修正を排除することが動議提出者の支配するところとなろう。短時間のものが削除されるまでは、長時間のものを挿入できず、削除された後には挿入できないのであれば、何もできないからである。この最初の動議の修正が「2月第2火曜日」を削除して、その代わりに「6月1日」を挿入するものだったと仮定していただきたい。最初に削除してから、次に語句を挿入するよう質疑を提出するという、質疑の二分割も当然であったことだろう。今では、まさにこのことが本手続きの効果である。一つの動議と二つの質

疑に替えて、手続きのために二つの動議と二つの質疑があるにすぎない。質疑のみならず動議も分割されるからである。

二つの法律案に含まれる内容を一つにまとめる方がよいときには、方法としては、法律案の一つを廃棄して、修正によってその事案をもう一つの法律案に統合するというものがある。だから、一法律案の内容を二つの法律案に分割した方がよければ、修正によって、法律案のどの部分でも削除し、新法律案に入れることができる。条文を移動すべきなら、当該条文を今ある場所から削除する動議が提出され、望みの場所に条文を挿入する動議が別途提出されなければならない。

一院が法律案を可決しても空白が残る。他院は、修正によってこの空白を補充でき、補充された形で原院に戻され、可決される⁽⁶⁾。

法律案の条文に冠せられた数字は、欄外表示にすぎず、法律案法文の部分ではないので、書記官がこれを整理する。議院または委員会は、本文のみを修正すべきである。

* 質疑の分割の場合と削除の否決の場合、私はここに示された意見を支持するか自信がない。どちらの場合も根拠が不明であり、別の面から考察できることも分っている。段落を削除しないと別途決めておいて、削除を求める同じ質疑は、別の段落を挿入するためであったとしても、再度提出できない。それでもやはり私は、削除と挿入は、一つの提案になるものだと考える方が、より適切で簡便であると考ええる。しかし、英国議会の慣行は逆だという根拠に直ちにしたがうべきである。

- (1) Scob. 23.
- (2) 2 Hats. 79. 4. 82. 84.
- (3) 1 Grey, 190. 192.
- (4) 2 Hats. 80, 7.
- (5) 3 Hats. 83.

第36章 質疑の分割

質疑が複数の論点にわたるならば、これを二個以上の質疑に分割できる⁽¹⁾。しかし、分割は議員一個人の権利ではなく、議院の同意による。というのは、質疑が複雑なものか否か、何処が複雑なのか、提案はいくつに分割すべきなのかを決定するのは、議院でなくして誰であろう。複雑な質疑を分割する方法

は、唯一、質疑に対して修正動議を提出するのが実状である。質疑の分割を議院が命じなければ、議院が修正の質疑についてこれを決定しなければならない。1640年12月2日、ウスター州の代議士 (knights) 二名を選挙無効とする質疑と同じように、一つの動議について、これを二つの質疑に分割し、すなわち、各人一つの質疑と決定された⁽²⁾。だから、一質疑中に複数名が存在する場合にはいつでも分割して、各人一つの問題とする⁽³⁾。だから、1729年4月17日には、質疑が複雑であるという異議について、修正によって分割された⁽⁴⁾。

上記の所見が間違いないことは、合衆国上院規則第12条によって生じた障害から明白であって、この規則は、「討議中の質疑に複数にわたる論点が含まれているならば、いずれの議員も質疑を分割できる」と定めている。

1798年5月30日、準委員会に外国人法が付託された。原案の条文と但書きに、修正という形で新たに二つの但書が追記された。修正として当該条文を削除すべきという動議について、質疑の分割が望まれた。しかし、当該条文と但書の最終節以外に何も残らないときには、これらを最終節だけで質疑に付すように分割できない。というのは、規則の例外として但書が有効となりえるのは規則が除外されるときである。または、既に同一読会において一度決定された後でも、新たな但書を第二回目の質疑にゆだねてもよいからであるが、これは規則に反する。しかし、質疑は、修正当該条文の最終節の削除に関するものでなければならない。これによって、規則の例外が取り除かれて矛盾を免れる。分割可能だという質疑には、個別に全体をなしている論点がいくつか含まれていなければならない。そのうちの一つが取り除かれても、他の論点はなお全体をなしているのである。しかし、但書または例外は、制定条項がなかったら、全体性のある論点または提案が含まれていない。

5月31日、前記法律案が上院で審議されていた。同法律案は以下の事項に及んではならないという但書が付されていた。すなわち、①各国公使、②大統領が通行券を付与する者、③大統領が定める規則を遵守するいずれの外国商人も、という規定であり、質疑を最も単純な要素に分割することが求められていた。これは、四分割され、4番目の部分は、「遵守する」等 ('conforming himself,' & c.) を入れた。「いずれの外国商人 ('any alien merchant')」という語句は、これにかかる「遵守する」等という語句と切り離すべきではなく、分離すれば「遵守する」等の語句には、中身のある考えが含まれず、全く意味をなさないという異議が唱えられた。段落が別々の質疑に分割されて各部が自立できると認めたとしても、議院は、質疑について分割された初めの二つの部

分を維持したので「いずれの外国商人」という語句は削除でき、この語句を修飾する語句は、その前に来る人の記述につながり、この記述を修飾する語句となる。

最初の節についての質疑の後に、質疑が分割されるとき、第二の節は、討議・修正できる。可決のみならず否決することによって質疑が完全に決せられてしまう前であれば、議員は、何時にても起立し発言できるというのが周知の規則だからである。しかし、最初の節についてのみ採決されたときには、質疑は、完全に提出されたわけではない。質疑の半分は、可決・否決のどちらも、依然提出できる⁽⁵⁾。アダムズ大統領 (President Adams) による同じ採決がある。

- (1) Mem. in Hakew. 29.
- (2) Hats. 85, 86.
- (3) Grey, 444.
- (4) 2 Hats. 79.
- (5) See Execut. Journ. June 25, 1795.

第37章 質疑の併存

議院は同時に二つの動議または二つの提案をもてるか疑問に思われるかもしれない。その結果、そのどちらかが採決されるなら、もう一方は新たに動議が提出されなくとも、直ちに質疑に付されるのであろうか。回答は、異例のものであるはずだ。質疑が延期の議決で遮られるときには、審議から葬りされ、次の集会では事実上審議しないが、通常では前に来なければならない。質疑が議事日程のために遮られるときも、同じである。主要な質疑(例えば先決議題, 延期, 委員付託)を解決するような他の特権質疑によっても、審議から質疑が取り除かれる。しかし、質疑は、修正、撤回、書類の朗読の動議によるか、もしくは、秩序または特権の質疑によって停止されるにすぎず、修正動議や秩序の質疑などが決定されるときには、再議される。別の質疑の審議中は、特権的質疑の類い以外には何らの質疑も提出できない訳は、動議が提出されて支持されたときには、他の動議は、特権的質疑を除いて、受け入れられない、という規則があるからである。

第38章 質疑の競合

拒絶をもとめる質疑によっても、法律案が維持されるならば、当然、次の読会へ進む⁽¹⁾。第二読会をもとめる質疑が否決とされれば、拒絶であってそれ以上の質疑はない⁽²⁾。いかなる場合に質疑が拒絶と解されるべきかについては、『エルシンジの記録』⁽³⁾を参照して頂きたい。

質疑がまったく対等であるときは、ある質疑の否決は、他の質疑の可決と同じであって、他に選択の余地はなく、ある質疑の決定は、当然他の質疑の決定を排除する⁽⁴⁾。したがって、削除の否決は、賛成の可決と同じである。それゆえ、削除の質疑の後で賛成の質疑を提出することは、実際には、同一の質疑を二度提出することとなろう。両院間の修正質疑については、この限りではない。撤回の動議が否決されても、要求の可決と同じというわけではない。別の選択肢が、つまり、支持の方法があるからである。

一院で起草の法律案は、他院で修正の上、可決される。起草の院での修正に賛成する動議が否決される。このことから、不同意の議決が生ずるのだろうか、それとも、不同意の質疑が明確に議決されたのだろうか。他院からの修正に関する質疑は、最初は同意、二つ目は不同意、三つ目は撤回、四つ目は要求、五番は支持である。

- ① 同意 いずれも、必然的に他方の結論となる。というのは、一方の可決
- ② 不同意 はまさしく他方の否決に相当し、他に選択肢はないからである。
いづれの動議でも、原修正に対する修正を提案できる。たとえば、不同意の動議が提出されるなら、原修正に賛成の者は、不同意の質疑が提出される前に、修正を提案し、これをできる限り完全ものとする権利を有する。
- ③ 撤回 その場合、要求するか、あるいは、支持できる。
- ④ 要求 その場合、撤回するか、あるいは、支持できる。
- ⑤ 支持 その場合、撤回するか、あるいは、要求できる。

その結果、これらを否決することは、反対の可決と同じではない。否決からは、推論によって書記官が別の表決に入るよう許可するほどに必然的な意味合い生ずるものではない。別の二つの選択肢が依然残っており、議院は、そのいずれも採用できるからである。

- (1) Hakew. 141. Scob. 42.
- (2) 4 Grey, 149.
- (3) Elsynge's Memor. 42.
- (4) 4 Grey, 157.

第39章 質 疑

質疑は、まず賛成について提出され、それから否決について提出される。

議長が質疑の賛成の部分を出した後で、この質疑についてまだ発言していない議員は誰でも、拒否の提出があるまで、起立して討議できる。否決の部分の提出があるまでは、質疑は完全なものとはいえないからである⁽¹⁾。

しかし、請願書や報告書の領受や、動議の撤回あるいは書類の朗読のような琐事については、異議が唱えられない限り、議長は、通例、議院の同意があると仮定して、正式に質疑を提出する議院の労を省く⁽²⁾。

- (1) Scob. 23. 2 Hats. 73.
- (2) Scob. 22. Hats. 87. 2, 87. 5 Grey, 129. 9 Grey, 301.

第40章 法律案—第三読会

法律案が不意打ち的に可決されないよう、議院は議事規則によって、議場が通常満席になる定刻を定め、それに先立つ法律案の可決を禁止している⁽¹⁾。

合衆国上院の慣行においては、正午まで法律案の可決は許されていない。

報告を経て第三読会に回された法律案を、その同じ日に三度目の朗読を行って可決することはできない。このようにすると、一日で二つの読会を経ることになるからである。

第三読会では書記官が法律案を朗読し、これを議長 (the speaker) に上程すると、議長はその題号と、それが三度目の朗読であること、そして質疑はこの法律案を通過させるべきか否かである、と述べる。往時は、議長または起草者は、法律案の内容の概要書あるいは要約も用意し、各読会において、議長が法律案の状態を述べる際に、これも朗読した。ただし時として、とくに可決に際しては、議長は法律案そのものを朗読した⁽²⁾。近時に至ってはこの慣行に代えて、第三読会の際には議長は、法律案の全目次を逐語的に読み上げ、「斯くの如く制定さるべし、云々」などの本文の朗読の代わりに、「前文は、以下の

ように言う。第 1 条は何々を制定、第 2 条には何々を制定」と述べた。

しかし、合衆国上院においては、こうした形式は免れている。概要書では法律案の不完全な見方しか示されず、誤った見解が示されかねない。そして、書記官が全文を朗読した直後に、特にどの議員も印刷された法案を手元に置いている場合、全体を説明するのは、時間の無駄である。

第三読会にある法律案は、その内容または本体について付託できないが、何らかの特別な条項または但書を受け入れる羽目に陥ったことがしばしばあった。ただし、これは極めて異例なことであった⁽³⁾。それゆえ、エリザベス女王治世第 27 年、すなわち 1584 年、第二読会で正式に付託されたことがある法律案が、第三読会でも付託されたが、これは尋常ではないと宣言されている⁽⁴⁾。

重要な規定が省略されてしまったときには、法律案を抹消して曖昧にするよりは、別紙に浄書して追記と称される条項を付け加える。追記は朗読し三度質疑に付される※⁽⁵⁾。追記の例としては以下を参照⁽⁶⁾。追記の提出は許可を求めの必要なく、どの議員でも自由になすことができる⁽⁷⁾。

第二読会において提案された修正は二回朗読し、第三読会において提案された修正は、他院から来る全ての修正と同じに、三回朗読することを通則とする⁽⁸⁾。

第三読会において修正が認められて、抹消したり、あるいは、行間に字句を挿入することになるのは、極めて嫌悪すべきことであって、何と言われても躊躇することである。但書が法律案から除かれたり、抹消されたりすることはしばしばある⁽⁹⁾。

第三読会は空白を充足するのに適切な場面である。というのは、これ以前に充足されて、第三読会に至ってから抹消されると、殊更不安定となりうるからである。

第三読会において法律案は、新たに討議され、第一・第二両読会以上に、法律案の大部分に互って、十分論じられる⁽¹⁰⁾。

法律案が三回目に読まれるべきか否かという質疑の討議を通し法律案の賛成派・反対派の両者にとって明らかになったのは、それぞれが根拠とする議論と、そのどちらが議院に影響を与えたかということである。両者は、議論を新たな議論に照らし合わせ、古い議論を新しい形に仕立てる時間がもてたのである。第二読会における採決で、それまでの所説の強さが試みられ、問題を判断する基盤が与えられた。第三読会における法律案通過の質疑は、法律案の通過もしくは拒絶ために提供された最後の機会なのである。

討議が終了すると、議長は法律案を手にして可決の質疑 (question for its passage) を発して「諸君、本案を可決すべきだと考える諸君は皆、然りと発声せよ」と言う。その応答の後、「反対の諸君は皆、否と答えよ」と言う⁽¹¹⁾。

法律案通過の後には、如何なる点に対してももう変更はできない⁽¹²⁾。

- (1) Hakew. 153.
- (2) Hakew. 136, 137. 153. Coke, 22. 115.
- (3) Hakew. 156.
- (4) D'Ewes, 337. col. 2, 414. col. 2.
- (5) Elsyng's memorials, 59. 6 Grey, 334. 1 Blackst. 183.
- (6) 3 Hats. 121, 122. 124. 126.
- (7) 10 Grey, 52.
- (8) Town. col. 19. 23. 24. 25. 26. 27. 28.
- (9) 9 Grey, 513.
- (10) Hakew. 153.
- (11) Hakew. 154.
- (12) Hakew. 159.

第41章 議院の分席

質疑の賛否ともに提出され回答されたなら、議長は発声によりなされたこの賛否を宣言し、それを自ら十分だとするなら、議院の判断として、これで有効である。しかし、誰かの声の方が大きくて議長が十分でないとか、他の誰か議員が登院する前に、あるいは、新たに動議が提出される前に (その後では遅すぎる)、議員の誰かが起立して、議長の判断に不満の意を述べるならば、議長は議院の分席を命ずる⁽¹⁾。

庶民院の分席のときは、一党が退場し、他党は議場内に留まる。このことから、どちらが退場し、どちらが残るかということが重要となった。議場内に留まっている怠惰で無頓着な不注意者を数に含め得るからである。それゆえ、議院規則を維持するのに賛成の者たちを議場に留め、新たな内容を盛り込むか、もしくは変更するか、または、既定の過程に反対の手續に賛成の者たちは、退場しなければならないというのが、通則である。しかし、この通則には多くの例外があり、変更を蒙る⁽²⁾。

退場する者は、以下の発言によって分る。

承諾の請願⁽³⁾

朗読

} 賛成

棚上げ	} 反対
棚上げを拒否したのちの拒絶	
付託もしくは議事進行	賛成
提出された法律案	} 賛成
一度目あるいは 2 度目の朗読	
浄書あるいは 3 度目の朗読	
他のいずれの場面での手続	
付託	} 賛成
全体委員会へ	
選任委員会へ	賛成
議長の前にある法案の報告	反対
直ちに朗読される	} 賛成
3 カ月間考慮に付される ⁽⁴⁾	
二度目の朗読がされるべき	反対
法律案の報告で出された条項が二度目に朗読されるべき	} 賛成
条項が受諾されるよう ⁽⁵⁾	
修正が浄書されて ⁽⁶⁾	} 反対
今や法律案は三度目に朗読されるべき ⁽⁷⁾	
追記の受諾 ⁽⁸⁾	} 賛成
通過 ⁽⁹⁾	
印刷されるべき	} 反対
委員会	
A が着席すべき	
報告全部または一部の賛成	
今や議院は委員会となる	
議長	
委員会となる命令の後、議長は退席する	
議長は、新たな令状許可を発行する	
議員	} 賛成
何人も許可なく退席してはならない ⁽¹⁰⁾	
証人	} 賛成
証人はさらに検討されるべき ⁽¹¹⁾	
先決問題	反対

空白	}
空白はできるだけ充足すべき	
修正	} 賛成
文言は, 一部として有効	
貴族院	} 反対
貴族院の修正は第二回目の朗読がされるべき	
伝令は受諾されるべき	} 賛成
2 時前であれば, 今読むべき議事日程	
2 時以後であれば	反対
延会	} 賛成
4 時前であったら次会まで	
4 時以後であったら	反対
(事前の議決なければ) 開会日を過ぎる	賛成
1 月30日を過ぎる	反対
日曜日または開会日でない他日の開会	賛成

一つの党が退場し, 議長は両党より各二名の集計者を指名し, 集計者は, まず議場内にいる者を集計し, その数を議長に報告する。次にドアの内の両側に二名ずつ立ち, 退場者が入場するときに, 入場者を数え, それを議長に報告する。

集計報告の誤りは, 報告後に訂正できる。

しかし, 米国議会の両院では, これらの煩瑣な手続は, 回避されている。賛成者が先に起立し, 自席に立っているのを上院または下院の議長が数える。賛成者の着席後, 反対者が起立し, 同様にこれを数える。

合衆国上院では, 可否同数の場合, 副大統領 (the Vice-President) が意見を述べ, 決する。

しかしながら, 米国憲法は, 「いずれの院の議員の賛否は, いかなる質疑についても, 出席議員の 5 分の 1 の要求によって, 議事録に記載すべきこと」を命じている。また, 大統領の承認を得ず, 反対意見を付して差し戻された法律案の再審議の場合はすべて, 「両院における票決は口頭による賛否をもって決せられ, 賛否を投じた議員の姓名は, 各院の議事録にそれぞれ記載される」とも命じている。

合衆国上院規則第16条および第17条によれば, 出席議員の 5 分の 1 が口頭に

よる賛否を求めるべきときは、呼名された議員は、特別の理由による院の許しがないなら、質疑の同意または不同意を、討論せずに公然と宣言しなければならない。賛否の決を取るとき、議員の求めによって、議院からの呼名は、アルファベット順でなされる。

上記の規則にしたがって、口頭による賛否の決を採らねばならないときには、どんな質疑についても、議員は誰も、議長席から決定が宣言された後には、いかなる事情にあっても、票決は許されない。

口頭による賛否の票決が提案されるときには、上院または下院の議長は、「口頭による賛否を議事録に記載すべきだという提案があるが、法律案を可決すべきか否かというのが質疑である。したがって、可決を望む者は起立すべし」と述べる。議長は、議員の5分の1の起立を認め、その旨宣言し、「法律案の可決を望む諸君は、賛成の応答をなし、反対の諸君は、拒否の応答をなすべし」と述べる。次いで、書記官がアルファベット順に議員の氏名を呼び、口頭による賛否を記録し、賛否の名簿を上院または下院の議長に上程し、この者がその結果を宣言する。上院では、賛否同数の場合には、書記官が副大統領に問いかけ、副大統領の賛否を記録し、これが議院の決となる。

庶民院においては、各議員は可否のいずれであっても投票しなければならない⁽¹²⁾。質疑が提出されるときには、議場にいる者は誰も、退席が認められないし、質疑が提出されるときには、議場にいない者は誰も、その数を集計に加えられる。

後者の見解は、票決が口頭による賛否をもって決するときには、いつも正しく、議長が同時に質疑の賛否ともに述べた場合と、賛否の投票が始まって同数で進行する場合、拒否が問われた場合に、質疑が通常の仕方では提出されるときには、この見解は、正しい。しかし、拒否が問われなかったならば、当該入場議員または他のいずれの議員でも、発言し修正を提案でき、これをもって討議が再会され、質疑は、大いに延期されることがある。また、賛成と答えた議員も、新たな議論で見解を変えたかもしれないのだから、賛否が再び問われるべきである。その場合、新たに入場した議員は、少しばかり発言するだけで、質疑を蒸し返すきっかけを作ることがありうるとしても、単なる質疑の要求を否認しても無駄なことである。

議院の集計中は、どの議員も発語したり、席を立つことはできない。というのは、何か間違いが疑われるならば、集計は、もう一度、告げなければならないからである。

分席中に、秩序の点で何らかの困難が生じるならば、議長は、強制的に決定するが、もし反則があれば、後日議院の譴責を受ける。時として議長は、経験豊富な長老議員の助言による援けを認め、長老議員たちは、発言者と間違わないように、着席のまま帽子を被って、助言するが、これは、議長の許可があるときできるだけであって、さもないければ、分席は数時間にわたることもある⁽¹³⁾。

多数決で決められる。というのは、多数派の法律 (*lex majoris partis*) があらゆる州議会、選挙会等の法律であって、この場合、他の明示的な規定がないからである⁽¹⁴⁾。しかし、議院が同数に割れるならば、「常に否認と考えられる (*semper presumatur pro negante*)」, すなわち、従前の法律は議会の多数以外に変更できないのである⁽¹⁵⁾。

しかし、合衆国上院においては、議員が割れているときには、副大統領が決定する⁽¹⁶⁾。

議院を分席集計した上で、定足数に足りないことが判明したときには、その案件は、分席以前の状態のままに継続し、他日再びその時点から再開されなければならない。

1606年5月1日、議員が賛成を唱えて、その後着席し、自説を変更できるかという質疑について、議長は、エリザベス女王治世第39年の選挙区代理人モリス氏 (Mr. Morris) が自説を変更した例を議長が引用した⁽¹⁷⁾。

- (1) Scob. 24. 2 Hats. 140.
- (2) 2 Hats. 134. 1 Rush. p. 3, fol. 92. Scob. 43. 52. Co. 12. 116. D'Ewes, 505. col. 1. Mem. in Hakew. 25. 29.
- (3) 9 Grey, 365. では「否」。
- (4) 30, P. J. 251.
- (5) 30, P. J. 334.
- (6) 30, P. J. 395.
- (7) 30, P. J. 398.
- (8) 30, P. J. 260.
- (9) 30, P. J. 259.
- (10) 30, P. J. 291.
- (11) 30, P. J. 344.
- (12) Scob. 24.
- (13) Hats. 143.
- (14) Hakew. 93.
- (15) Towns. col. 134.

- (16) Const. U. S. I. 3.
- (17) Mem. in Hakew. 27.

第42章 法案の題号

可決の前でなくて、その後には、法案の題号は修正は可能となり、質疑によって決められ、それから、他院に送付される。